

福島県環境審議会答申の概要

- ◆ 件名
循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について

- ◆ 答申年月日
平成16年11月8日

- ◆ 答申の概要

1 産業廃棄物税制度の導入について

- ◇ 本県でも産業廃棄物税制度を導入すべきである。

2 制度の目的について

- ◇ 産業廃棄物の排出に対し経済的負担を課すことで、産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルの推進への動機付けを与える。
- ◇ 税収を産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理を促進するための施策の財源とすることにより、さらに産業廃棄物の発生量や最終処分量を減少させ、適正な処理の促進に資する。

3 納税義務者及び課税対象について

- ◇ 納税義務者を排出事業者及び中間処理業者とし、課税対象を最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする「最終処分業者特別徴収方式」が適当である。

4 税率について

- ◇ できるだけ高くすればそれだけ減量化の動機付けが働く反面、企業活動への影響が大きくなることや、既導入県とのバランスなどについても考慮し、本県でも最終処分場への搬入量1トン当たり1,000円とすることが妥当である。

5 自社処分場への搬入に対する課税について

- ・ 課税すべきという意見
- ・ 課税すべきではないという意見
- ・ 何らかの配慮が必要であるという意見

があり、これらを総合的に勘案すると、産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルを推進し、循環型社会を形成するという本税の目的からは、自社処分場を行う事業者に対しても課税すべきではあるが、自社で処分場を建設し自ら処理することで、排出事業者責任による自己処理に努めていることを考慮して、軽減措置を講ずることを検討すべきである。

6 税の適正な負担について

- ◇ 制度の周知徹底や、不法投棄の監視体制の強化、排出量や処分量の適正な把握により、産業廃棄物の適正な処理を確保し、関係する事業者が適正に税を負担することとすべきである。
- ◇ 中間処理業者から排出事業者へ税相当額の適正な転嫁が行われるよう、説明会や広報誌などを利用した周知活動を行うなどの対策が必要である。

7 事業者の事務負担に対する配慮について

- ◇ 帳簿の記帳義務や保管義務は、廃棄物処理法などの既存の事務の範囲内で代用できるようにすべきである。
- ◇ 特別徴収義務者に対しては、その事務負担に対して経済的負担の軽減を図ることも考慮すべきである。

8 税の使途について

次のような事業の財源とすべきであり、具体的な使途の検討に当たっては、税負担者の応益性にも十分配慮する必要がある。

- ◇ 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・ 排出量の削減への技術的・経済的支援
- ◇ リサイクル(物質循環)の推進
 - ・ リサイクル技術の導入支援
 - ・ 環境産業の育成
 - ・ 企業間の情報交換ネットワークの構築
- ◇ 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・ 産業廃棄物処理業者の情報公開支援
 - ・ 処分場への不安感の払拭
 - ・ 処分場の周辺環境整備
- ◇ 産業廃棄物に関する国民的理解の促進
 - ・ 環境教育、学習の振興
- ◇ 不法投棄の未然防止
 - ・ 不法投棄防止対策の強化
 - ・ 優良な処理業者の育成
 - ・ 事業者に対する啓発活動の実施

※ 基金を設けるなどにより会計処理の透明性を確保することが必要である。

9 その他

- ◇ 税制度の構築に当たっては、福島県地方税制等検討会の報告も踏まえる必要がある。
- ◇ 税導入後の一定期間に必要な見直しを行うべきである。